個人タクシー試験対策

個タク法令問題集（2026年版）

◁令和8年11月試験反映▷

（関東運輸局 東京都特別区武三交通圏・平成14年4月～令和8年11月の本試験問題を網羅）

AIMOTO

第1編　正誤問題編

第１章　道路運送法1条～10条・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
第２章　道路運送法11条～21条・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15
第３章　道路運送法22条～105条・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　27
第４章　運賃料金制度、運賃料金認可処理方針、標準運送約款・・・・・・・・　40
第５章　事故報告規則、期限更新等取扱い、事業等報告規則・・・・・・・・・　53
第６章　旅客自動車運送事業運輸規則1条～19条の2・・・・・・・・・・・・　66
第７章　旅客自動車運送事業運輸規則20条～47条の8・・・・・・・・・・・　75
第８章　旅客自動車運送事業運輸規則47条の9～69条・・・・・・・・・・・　85
第９章　タクシー業務適正化特別措置法・・・・・・・・・・・・・・・・・・　90
第10章　道路運送車両法、自動車点検基準、道路運送車両の保安基準・・・・106

第2編　語群選択問題編

第１章　道路運送法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・115
第２章　道路運送法施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・160
第３章　旅客自動車運送事業運輸規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・161
第４章　道路運送車両法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・190

正誤問題 解答　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　192
疑義のある問題の解説　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　196
語群選択問題 解答　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　198

個人タクシー試験対策

個タク法令問題集

2026年版△令和8年11月試験反映▽

AIMOTO

個人タクシー試験対策 個タク法令問題集（2026年版）

はしがき

個人タクシー法令試験は、短文の正誤を判断する○×方式の問題（以下「正誤問題」といいます。）と、条文の空欄に当てはまる字句を語群から選択する方式の問題（以下「語群選択問題」といいます。）の二つのパターンで出題されています。いずれも過去に出題された問題が繰り返して出題されるのが特徴です。つまり、過去問の徹底マスターこそが合格への王道です。

そこで、本問題集では、個人タクシー試験が許可試験となった平成14年4月試験から令和8年11月試験までの関東運輸局・東京都特別区武三交通圏で出題された全問題を掲載しました。ただし、正誤問題で繰り返して出題されているものについては、出題年月の新しいもののみを掲載しました。

問題が出題された年月と第何問かを明記するため、出題番号として、問題文の末尾に[R0203-01]のように記載しました。これは令和2年3月試験第1問という意味です。[OLD-001]などの通し番号が記載してある問題は、関東運輸局以外で出題された問題か、平成14年よりも古い時期に出題された問題です。また、新しい制度などについては、[ORIG-001]という通し番号で新作問題を掲載しました。

さらに、学習の便宜を図るため、出題の根拠となる条文や通達等についても<道運7①>などのように出題番号の後に明示しました。略語の意味については凡例を参照してください。

過去問の中には法改正によって現行法の下では成り立たない出題もあります。このような問題文については、現行法に対応するように修正しました。修正した問題文についてはその末尾に[改]と記載してあります。修正できないのものについては、問題文の冒頭に［改正前］と明記した上で、参考としてグレーの文字で掲載しました。

語群選択問題については、同じ条文からの出題でも空欄の位置が異なるため省略することなく、（1）法令ごとに、（2）条文の順序に従い、（3）同一の条文からの出題については出題年月の新しいものから順に掲載しました。

本問題集はこのように過去問を網羅してありますから、繰り返してマスターすれば、十分に合格レベルの力を付けることができます。その上、学習をしやすくするために問題の配列を工夫し、条文の順序に整理して掲載してありますから、勉強会等での条文の読み込みと並行して問題を解くことができます。

特に正誤問題について、同じ論点からの出題についても異なる表現によるものについては、どの文言をどのように変化させて（偽って）出題されているかが理解しやすいように、配列に気を配って掲載してあります。これによって、本試験でどのようなヒッカケがされているかを知ることができるだけでなく、該当条文を正確に理解することができるような教育的配慮がされています。

さて、ここで正誤問題を解く際の注意点を挙げておきましょう。⑴問題文を読んで誤っていると判断したときは、誤っている部分にアンダーラインを引いて×で解答します。⑵ポイントとなる部分が積極的に正しいと判断できたときは、その正しい部分をマルで囲んだ上で○で解答します。⑶分からない問題はアンダーラインを引くことができないので、正しいと判断して○で解答することになります（ハテナ○）。これは、本試験においても基本的に同じです。⑷なお、文末が否定形の場合には、解答の正誤が逆になりますから、その否定形の部分に波線を引いておきましょう。

また、「間違えた問題」と「分からなかった問題」はどれか、すぐに分かるようにマークしておきましょう。これらの問題を重点的に復習することにより満点も狙えるようになります。私の場合は、絶対に間違えないと確信した問題には[OK]と記載し、[OK]がついてない問題を徹底的に復習しました。

最後に、個人タクシー試験で最も難易度の高いもの、それは法令試験という学科試験ではなく「実技試験」なのです。無事故・無違反で許可処分や認可処分を受けること、これが一番難しいのだということを決して忘れないでください。日々の乗務では安全運転に徹し、交通法規を遵守して無事故・無違反で帰庫しましょう。私用での運転は極力避けましょう。

この問題集で学ばれたみなさんが無事に許可処分や認可処分を受けて個人タクシー事業を開業できるようお祈りしています。

2017.11.15 (2026.11.15修正)　　aimoto

凡　例

1　法令及び通達等の略語一覧

本書では法令や通達等について、以下の略語を使用しています。

道運	道路運送法
道運施令	道路運送法施行令
道運施規	道路運送法施行規則
処理方針	一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について
運賃制度	一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について
観光ルート別	タクシーの観光地におけるルート別運賃制度の見直しについて
標準約款	一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款
事故報規	自動車事故報告規則
期限更新	個人タクシー事業の許可期限の更新等の取扱いについて
事業報規	旅客自動車運送事業等報告規則
運規	旅客自動車運送事業運輸規則
賠償基準	旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示
地図規格	旅客自動車運送事業運輸規則第29条の規定に基づく地図の規格及び指定事項について
危険物運送基準	旅客自動車運送事業用自動車による危険物等の運送基準を定める告示
タク特	タクシー業務適正化特別措置法
タク特施規	タクシー業務適正化特別措置法施行規則
車両	道路運送車両法
保安基準	道路運送車両の保安基準
点検基準	自動車点検基準

表示　　東京都内に配置するハイヤー・タクシー車両の表示等に関する取扱について

2　条文番号の略記方法

本書では次のルールによって条文番号を略記しています。

条：　算用数字　（１２３）
項：　ローマ数字（ⅠⅡⅢ）
号：　丸数字　　（①②③）

3　略記の例

例1）　道路運送法第五条第一項第三号　　➡　道運5Ⅰ③
例2）　道路運送車両法第四十七条の二第一項　➡　車両47の2Ⅰ

4　本試験に記されている注意事項

本試験では次のような注意事項が記されています。これらは、本書の問題を解く際にも当てはまります。

（注意事項）１　本試験問題については、特段の指示がない限り、令和８年９月１日現在で施行されている法令に基づくものとする。
２　本試験問題中「タクシー」とあるのは、タクシー業務適正化特別措置法の問題を除き、「一般乗用旅客自動車運送事業用自動車」とする。

第1編　正誤問題編

第1章　道路運送法1条～10条

次の文章で正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

◆◆◆　道路運送法の目的

（　　）001　道路運送法の目的には、利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することが含まれています。[R0311-10]<道運1>

（　　）002　道路運送法の目的には、旅客自動車運送事業者の利益を保護することが含まれています。[R0707-01]<道運1>

（　　）003　道路運送法の目的には、道路運送の利用者の利益を保護することが含まれています。[H1807-16]<道運1>

（　　）004　道路運送法の目的には、輸送の安全を確保し、道路運送事業者の利益を保護することが定められています。[R0703-30]<道運1>

（　　）005　道路運送法の目的規定には、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図ることが定められています。[R0711-28]<道運1>

（　　）006　道路運送法の目的には、公共の福祉を増進することが含まれています。[H3007-15]<道運1>

◆◆◆　旅客自動車運送業の意義・種類

（　　）007　道路運送法で「自動車運送事業」とは、旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業をいいます。[R0607-15]<道運2Ⅱ>

（　　）008　他人の需要に応じ、無償で、自動車を使用して旅客を運送する行為は、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業に該当します。[H2911-09]<道運2Ⅲ>

（　　）009　他人の需要に応じ、無償で、自動車を使用して旅客を運送する行為は、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業に該当しません。[R0211B-09]<道運2Ⅲ>

（　　）010　他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業は、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業に該当します。[H2903-08]<道運2Ⅲ>

（　　）011　他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業は、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業に該当しません。[H1711-19]<道運2Ⅲ>

（　　）012　他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業は、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業に該当しません。[R0407-03]<道運2Ⅲ>

（　　）013　道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいいます。[OLD-001]<道運2Ⅲ>

（　　）014　道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいいます。[H2007-06]<道運2Ⅲ>

(　　) 015　道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいい、その種類は、一般旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業があります。[R0611-06]<道運2Ⅲ>

(　　) 016　道路運送法で「自動車」とは、道路運送車両法による自動車をいいます。[R0503-15]<道運2Ⅵ>

(　　) 017　道路運送法の旅客自動車運送事業には、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業があります。[R0411-10]<道運3>

(　　) 018　道路運送法の旅客自動車運送事業は、一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客自動車運送事業の3種類に分類されています。[OLD-002]<道運3>

(　　) 019　道路運送法では、一般乗合旅客自動車運送事業と一般乗用旅客自動車運送事業の2種類の事業が一般旅客自動車運送事業であって、それら以外の事業は特定旅客自動車運送事業であるとされています。[R0707-40]<道運3>

(　　) 020　道路運送法では、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業の3つの旅客自動車運送事業を、一般旅客自動車運送事業と規定しています。[H1907-02]<道運3①>

(　　) 021　道路運送法における一般旅客自動車運送事業とは、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業の3種類の事業のことをいいます。[R0503-04]<道運3①>

（　　）022　道路運送法の一般旅客自動車運送事業には、いわゆる路線バス事業や観光バス事業やタクシー事業があります。[H1407-11]<道運3①>

（　　）023　道路運送法には、法人タクシー事業及び個人タクシー事業の2つの事業が、一般乗用旅客自動車運送事業であることが規定されています。[OLD-003]<道運3①ハ>

（　　）024　道路運送法では、一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業を一般乗用旅客自動車運送事業と規定しています。[R0703-18]<道運3①>

（　　）025　道路運送法では、一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以下の自動車を貸し切って旅客を運送する事業を一般乗用旅客自動車運送事業と規定しています。[OLD-004]<道運3①>

（　　）026　道路運送法の一般乗用旅客自動車運送事業は、一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切って旅客を運送する事業をいいます。[R0803-09]<道運3①ハ>

（　　）027　道路運送法の規定により、国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車で一般乗用旅客自動車運送事業を経営することはできません。[R0811-10]<道運3①ハ>

（　　）028　道路運送法では、一個の契約により乗車定員11人以下の自動車を貸し切って旅客を運送する事業を一般乗用旅客自動車運送事業と規定しています。[H1707-09]<道運3①ハ、道運施規3の2>

（　　）029　道路運送法の一般乗用旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員10人以下の自動車を貸し切って旅客を運送する事業です。[H1603-17]<道運3①ハ、道運施規3の2>

（　　）030　道路運送法の規定により、乗車定員11人の自動車で一般乗用旅客自動車運送事業を経営することはできません。[H1711-08]<道運3①ハ、道運施規3の2>

（　　）031　個人タクシー事業は、道路運送法の「一般乗合旅客自動車運送事業」に該当します。[OLD-005]<道運3①ハ>

（　　）032　個人タクシー事業は、道路運送法の「一般貸切旅客自動車運送事業」に該当します。[OLD-006]<道運3①ハ>

（　　）033　個人タクシー事業は、道路運送法の「一般乗用旅客自動車運送事業」に該当します。[OLD-007]<道運3①ハ>

（　　）034　個人タクシー事業は、道路運送法の「特定旅客自動車運送事業」に該当します。[OLD-008]<道運3①ハ>

◆◆◆　旅客自動車運送業の許可

（　　）035　個人タクシー事業を経営するためには、道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けなければなりません。[OLD-009]<道運4>

（　　）036　個人タクシー事業を経営するためには、道路運送法に規定されている一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けなければなりません。[OLD-010]<道運4>

（　　）037　個人タクシー事業を経営するためには、道路運送法に規定されている特定旅客自動車運送事業の許可を受けなければなりません。[OLD-011]<道運4>

（　　）038　個人タクシー事業者がいわゆるタクシー無線を設置しようとするときは、道路運送法に規定する手続きが必要です。[OLD-012]<道運4・11Ⅰ、道運施規12③>

（　　）039　個人タクシー事業の許可を新たに受けようとする者は、営業所所在地を管轄する地方運輸局長に対して、道路運送法に規定する一般乗用旅客自動車運送事業の許可申請を行わなくてはなりません。[H2007-01]<道運5>

◆◆◆　旅客自動車運送業の許可申請（事業計画の定め）

（　　）040　道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の経営許可申請書の事業計画には、自動車車庫の位置及び収容能力等について記載することになっていますが、営業区域については記載する必要はありません。[R0807-14]<道運5Ⅰ③、道運施規4Ⅷ①>

（　　）041　一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、営業区域、営業所の名称及び位置などを定めなければなりません。[H2111-13]<道運5Ⅰ③、道運施規4Ⅷ①>

（　　）042　道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、主たる事務所及び営業所の名称及び位置についても記載することになっています。[OLD-013]<道運5Ⅰ③、道運施規4Ⅷ②>

（　　）043　道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、事業用自動車の長さ、幅、高さについて記載することになっています。[OLD-014]<道運5Ⅰ③、道運施規4Ⅷ>

(　　) 044　個人タクシー事業の事業計画には、自動車車庫の位置及び収容能力についても記載することになっています。[R0803-22]<道運5Ⅰ③、道運施規4Ⅷ④>

(　　) 045　道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、自動車車庫の位置及び収容能力について記載することにはなっていません。[H1603-32]<道運5Ⅰ③、道運施規4Ⅷ④>

(　　) 046　一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、少なくとも運賃及び料金の収受について、明確に定めなければなりません。[R0611-28]<道運5Ⅰ③、道運施規4Ⅷ>

(　　) 047　運賃及び料金の収受に関する事項については、事業計画に定めなければなりません。[R0307-06]<道運5Ⅰ③、道運施規4Ⅷ>

(　　) 048　事業計画には、運賃及び料金の収受に関する事項を記載する必要はありません。[R0811-16]<道運5Ⅰ③、道運施規4Ⅷ>

(　　) 049　タクシーをいわゆる「禁煙タクシー」とする場合、その旨を事業計画に定め、道路運送法の規定に基づく認可を受ける必要があります。[H2911-30]<道運5Ⅰ③、道運施規4Ⅷ>

(　　) 050　一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、過労の防止について、明確に定めなければなりません。[R0607-35]<道運5Ⅰ③、道運施規4Ⅷ>

(　　) 051　一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、事故の場合の処置について、明確に定めなければなりません。[R0807-08]<道運5Ⅰ③、道運施規4Ⅷ>

◆◆◆　旅客自動車運送業の許可申請（営業区域）

（　　）052　道路運送法第5条第1項第3号の営業区域は、輸送の安全、個人タクシー事業者の利便等を勘案して、地方運輸局長が定める区域を単位としています。[R0703-04]<道運5Ⅰ③、道運施規5>

（　　）053　一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域は、輸送の安全、旅客の利便等を勘案して、事業者が定める区域を単位としています。[R0811-31]<道運5Ⅰ③、道運施規5>

（　　）054　一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域は、輸送の安全、旅客の利便等を勘案して、地方運輸局長が定める区域を単位としています。[R0711-17]<道運5Ⅰ③、道運施規5>

◆◆◆　旅客自動車運送業の許可申請（添付書類等）

（　　）055　一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が申請書を提出するときは、その事業用自動車を当該許可を受けようとする者に限って運転しようとする場合であっても、事業用自動車の乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の概要を記載した書面の添付を省略することはできません。[R0707-32]<道運5Ⅱ、道運施規6Ⅳ>

（　　）056　道路運送法第4条の規定により一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が、その事業用自動車を当該許可を受けようとする者に限って運転しようとする場合には、事業用自動車の乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の概要を記載した書面の添付を省略することができます。[OLD-016]<道運5Ⅱ、道運施規6Ⅳ>

◆◆◆　旅客自動車運送業の許可申請（欠格事由）

（　　）057　1年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過していない者であっても、個人タクシー事業の許可を受けることができます。[改][R0711-10]<道運7①>

（　　）058　1年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過していない者であっても、個人タクシー事業に限り許可を受けることができます。[改][H1511-23]<道運7①>

（　　）059　1年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過した者であれば、個人タクシー事業の許可を受けることができます。[改][R0707-04]<道運7①>

（　　）060　1年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者であっても、個人タクシー事業の許可を受けることができます。[改][R0207-12]<道運7①>

（　　）061　1年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者であっても、個人タクシー事業に限り許可を受けることができます。[改][OLD-017]<道運7①>

（　　）062　1年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者は、個人タクシー事業の許可を受けることができません。[改][R0403-09]<道運7①>

◆◆◆ 緊急調整地域（既に廃止された制度）

（　　）063　［改正前］緊急調整地域として指定を受けた営業区域では、新たに個人タクシー事業の許可を受けることはできません。[H1811-12]<改正前道運8>

（　　）064　［改正前］事業を休止中の個人タクシー事業者が事業を再開しようとするときに、当該事業者の営業区域が緊急調整地域に指定されている場合には、事業を再開することができない。[H1507-03]<改正前道運8>

（　　）065　［改正前］事業を休止中の個人タクシー事業者が事業を再開しようとするときに、当該事業者の営業区域が緊急調整地域に指定されている場合であっても事業を再開することができます。[H2407-01]<改正前道運8>

◆◆◆ 運賃料金の認可・届出

（　　）066　個人タクシー事業者は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。[H2505-17]<道運9の3Ⅰ>

（　　）067　道路運送法には、個人タクシー事業者は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。）を定めたときは、遅滞なく、届け出なければならないことが規定されています。[R0503-10]<道運9の3Ⅰ>

（　　）068　個人タクシー事業者は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。）を定めたときは、30日以内に届け出なければなりません。[R0611-16]<道運9の3Ⅰ>

（　　）069　道路運送法に規定する運賃及び料金の変更認可申請を、個人タクシー事業者は行うことができません。[H1803-33]<道運9の3Ⅰ>

（　　）070　タクシーの運賃料金メーター器が故障したため新しいメーター器に変更する場合、運賃及び料金の変更認可の手続きが必要になります。[R0803-21]<道運9の3Ⅰ>

（　　）071　タクシーの運賃料金メーター器が故障したため新しいメーター器に変更する場合、運賃及び料金の変更認可の手続きは必要ありません。[R0807-30]<道運9の3Ⅰ>

（　　）072　個人タクシー事業の許可を受けた者が、運賃及び料金の設定の認可を申請しようとする場合、当該認可申請書には設定を必要とする理由を記載する必要はありません。[H2211-25]<道運9の3Ⅰ、道運施規10の3Ⅰ④>

（　　）073　個人タクシー事業の許可を受けた者が、運賃及び料金の設定の認可申請をしようとする場合、当該認可申請書には設定を必要とする理由を記載しなければなりません。[H2505-09]<道運9の3Ⅰ、道運施規10の3Ⅰ④>

（　　）074　個人タクシー事業者が認可を受けている運賃及び料金を変更しようとする場合の認可申請書には、変更を必要とする理由を記載しなければなりません。[R0807-02]<道運9の3Ⅰ、道運施規10の3Ⅰ④>

（　　）075　個人タクシー事業者が認可を受けている運賃及び料金を変更しようとする場合の認可申請書には変更の理由を記載する必要はありません。[R0803-33]<道運9の3Ⅰ、道運施規10の3Ⅰ④>

（　　）076　個人タクシー事業者は、旅客の運賃その他運輸に関する料金の認可申請をしようとする場合には、運賃及び料金の収受並びに事業者の責任に関する事項を申請書に記載しなければなりません。[R0711-08]<道運9の3Ⅰ、道運施規10の3Ⅰ>

（　　）077　個人タクシー事業の許可を受けた者が、地方運輸局長が原価計算書その他運賃及び料金の算出の基礎を記載した書類の添付の必要がないと認め公示したものに該当する運賃及び料金を適用する場合は、認可申請の手続きは必要ありません。[OLD-018]<道運9の3Ⅰ、道運施規10の3Ⅲ>

（　　）078　個人タクシー事業の許可を受けた者が、運賃及び料金の設定の認可申請をしようとする場合、地方運輸局長が原価計算書その他運賃及び料金の額の算出の基礎を記載した書類の添付の必要がないと認め公示したものに該当するときは、書類の一部又は全部の添付を省略することができます。[H1703-15]<道運9の3Ⅰ、道運施規10の3Ⅲ>

（　　）079　地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）が公示した自動認可運賃に該当する運賃の申請については、原価計算書等の添付を省略することができます。[R0511-25]<道運9の3Ⅰ、道運施規10の3Ⅲ>

（　　）080　一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして、国土交通省令で定める料金は、時間指定配車料金及び車両指定配車料金です。[R0711-40]<道運9の3Ⅰ、道運施規10の4Ⅰ>

（　　）081　一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金のうち、旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金は、時間指定配車料金に限られています。[R0603-09]<道運9の3Ⅰ、道運施規10の4Ⅰ>

（　　）082　一般乗用旅客自動車運送事業者の運賃及び料金の認可基準には、他の一般旅客自動車運送事業者との間に、不当な競争を引き起こすこととなるおそれがないものであることなどがあります。[OLD-019]<道運9の3Ⅱ③>

（　　）083　一般乗用旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金のうち、旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金について設定又は変更した場合は、遅滞なく届け出なければなりません。[R0607-40]<道運9の3Ⅲ>

◆◆◆　運賃料金の割戻しの禁止

（　　）084　一般旅客自動車運送事業者は道路運送法の規定により運賃又は料金の割り戻しは禁止されています。[H1711-29]<道運10>

（　　）085　個人タクシー事業者は、旅客に対し、収受した運賃又は料金の割戻しをしてはいけません。[H3011-32]<道運10>

（　　）086　道路運送法の規定により、運賃及び料金の割戻しは禁止されているが、事業主でもある個人タクシー事業者の場合は適用除外となっています。[OLD-020]<道運10>

（　　）087　個人タクシー事業者は、旅客が得意客であると認められる場合には、収受した運賃又は料金の割り戻しをすることができます。[R0707-18]<道運10>

（　　）088　道路運送法の規定では、旅客が得意客であると認められる場合には、収受した運賃又は料金の割り戻しが認められています。[R0303-36]<道運10>

（　　）089　道路運送法の規定では、一般旅客自動車運送事業者は、旅客が得意客であると認められる場合であっても、収受した運賃又は料金の割り戻しは禁止されています。[H2811-29]<道運10>

（　　）090　個人タクシー事業者は、旅客との間に運賃又は料金に関する特約がある場合に限り、旅客に対し、収受した運賃又は料金の割戻しをすることができます。[R0807-13]<道運10>

（　　）091　個人タクシー事業者は、旅客との間に運賃又は料金に関する特約がある場合であっても、旅客に対し、収受した運賃又は料金の割戻しをすることはできません。[R0511-18]<道運10>

（　　）092　道路運送法の規定により運賃及び料金の割戻しは禁止されていますが、やむを得ない事由があると認められるときは、この限りではありません。[R0703-07]<道運10>

第２編　語群選択問題編

第1章　道路運送法

【平成２０年１１月試験】　次の条文の４１から４５までの（　）内に入る正しい字句を下欄から選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

（道路運送法）

第一条　この法律は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ（４１）ものとし、並びに道路運送の分野における（４２）の需要の多様化及び高度化に（４３）に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の（４２）の利益の（４４）及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な（４５）を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

ア　正確　　イ　合理的な
ウ　発達　　エ　利用者
オ　的確　　カ　使用者
キ　保護　　ク　具体的な
ケ　保全　　コ　該当

解答欄

（４１）＿＿（４２）＿＿（４３）＿＿（４４）＿＿（４５）＿＿

【令和３年７月試験】　次の条文の４１から４５までの（　）内に入る正しい字句を下欄から選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

（道路運送法）

第十三条　一般旅客自動車運送事業者（一般貸切旅客自動車運送事業者を除く。次条において同じ。）は、次の場合を除いては、運送の引受けを拒絶してはならない。

一　省略

二　当該運送に適する（４１）がないとき。

三　当該運送に関し申込者から特別の（４２）を求められたとき。

四　当該運送が法令の規定又は（４３）若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

五　天災その他やむを得ない事由による運送上の（４４）があるとき。

六　前各号に掲げる場合のほか、国土交通省令で定める（４５）があるとき。

ア　正当な事由	イ　許可
ウ　事業計画	エ　公の秩序
オ　負担	カ　設備
キ　やむを得ない事由	ク　制限
ケ　支障	コ　輸送の安全

解答欄

（４１）＿＿（４２）＿＿（４３）＿＿（４４）＿＿（４５）＿＿

（注）出題時の原文には脱字があり、第六号は「前号」と記載されていましたが、本書では条文どおり「前各号」に修正して掲載しました。

正誤問題 解答

【第1章】

001 ○
002 ×
003 ○
004 ×
005 ○
006 ○
007 ○
008 ×
009 ○
010 ○
011 ×
012 ○
013 ×
014 ○
015 ○
016 ○
017 ○
018 ×
019 ×
020 ○
021 ○
022 ○
023 ×
024 ×
025 ×
026 ○
027 ○
028 ×
029 ×
030 ○
031 ×
032 ×
033 ○
034 ×
035 ○
036 ×
037 ×
038 ×
039 ○
040 ×
041 ○
042 ○
043 ×
044 ○
045 ×
046 ×
047 ×
048 ○
049 ×
050 ×
051 ×
052 ×
053 ×
054 ○
055 ×
056 ○
057 ×
058 ×
059 ×
060 ×
061 ×
062 ○
063（○）
064（×）
065（○）
066 ○
067 ×
068 ×
069 ×
070 ×

【第2章】

071 ○
072 ○
073 ×
074 ○
075 ×
076 ×
077 ×
078 ○
079 ○
080 ○
081 ×
082 ○
083 ×
084 ○
085 ○
086 ×
087 ×
088 ×
089 ○
090 ×
091 ○
092 ×
093 ×
094 ○
095 ×
096 ×
097 ×
098 ○
099 ○
100 ×
101 ○
102 ×
103 ○
104 ×
105 ○
106 ×
107 ×
108 ○
109 ○
110 ×
111 ○
112 ×
113 ○
114 ×
115 ×
116 ×
117 ×
118 ×
119 ×
120 ×
121 ×
122 ○
123 ×
124 ×
125 ○
126 ×
127 ○
128 ○
129 ×
130 ○
131 ○
132 ○
133 ○
134 ×
135 ○
136 ×
137 ○
138 ○
139 ×
140 ○
141 ○
142 ×
143 ○
144 ○
145 ×
146 ×
147 ○

【第3章】

148 ×
149 ×
150 ○
151 ○
152 ×
153 ○
154 ○
155 ○
156 ○
157 ○
158 ×
159 ×
160 ○
161 ×
162 ○
163 ×
164 ×
165 ○
166 ×
167 ×
168 ○
169 ×
170 ○
171 ×
172 ○
173 ○
174 ×
175 ×
176 ×
177 ○
178 ×
179（○）
180 ○
181 ○
182 ×

疑義のある問題の解説

以下の問題は、筆者が出題として妥当ではないと思慮する問題とその理由です。詳しい解説は、拙著「個タク法令教科書」を参照してください。

また、再び同一の問題が出題された場合、その対応としては、国土交通省・各地方運輸局が採用していると思われる（　）内で解答せざるを得ないと思われますが、各自の責任の下にご解答をお願いいたします。

⑴　個人タクシー事業の自動車車庫について、その位置に変更がないものの、収容能力が5㎡大きくなりました。この場合、事業計画変更の手続きが必要です。[R0811-02]<道運15Ⅰ>（○）

⇒　事業計画の変更の認可は、事前に行うものであって、「大きくなりました」という表現は事後的な変更手続き（認可）でよいと読めてしまう。~~「大きくする場合」~~という文言で出題すべき。

⑵　道路運送法の規定では、地方運輸局長は、同法の施行に必要な限度において、一般旅客自動車運送事業者に、事業に関する報告をさせることができることとされています。[R0611-17]<道運94Ⅰ、道運施令6Ⅲ>（○）

⇒　道路運送法第94条第1項は「国土交通大臣は」と規定し、「地方運輸局長」に権限を付与しているのは道路運送法施行令第6条第3項である。道路運送法第88条は政令による権限の委任を認めた規定であるが、政令である道路運送法施行令第1条第2項は、報告に関する権限を地方運輸局長へ委任していない。「道路運送法の規定では」という文言を削除して出題すべき。

⑶　個人タクシー事業者が、公平かつ懇切な取扱いをしなければならないのは、旅客又は公衆に対してです。[R0803-24]<運規2Ⅱ>（○）

語群選択問題　解答

第1章　道路運送法

第 1 条：	平成20年11月試験	イエオキウ
：	平成15年 7月試験	ケイエオキ
第 3 条：	オリジナル001	クコイカキ
第 6 条：	オリジナル002	クアウケエ
第13条：	令和 3年 7月試験	カオエケア
：	令和 2年 6月試験	ウキエオア
：	平成30年 7月試験	カイアコオ
：	平成20年 7月試験	カケオイコ
：	平成15年 3月試験	コウオカア
第16条：	平成19年11月試験	アオイカキ
第29条：	令和 8年11月試験	カケキウオ
：	令和 6年 7月試験	コエクウキ
：	平成22年 7月試験	ケオカクエ
：	平成14年 4月試験	キオイウク
第30条：	令和 8年 7月試験	エカコウイ
：	令和元年11月試験	エケカクア
：	平成29年 3月試験	アキイオカ
：	平成24年 3月試験	クオイウコ
：	平成18年11月試験	カクオコウ
第31条：	令和 8年 3月試験	エカキクオ
：	令和 5年 7月試験	ウオコイア
：	令和 3年11月試験	キアコエオ
：	令和 2年 3月試験	ケオイアキ
：	平成30年 3月試験	エカキケイ
：	平成27年 7月試験	オケキエア
：	平成21年 7月試験	イカコケア
：	平成16年11月試験	ケアカエオ

（筆者のサイトのQRコード）



個人タクシー試験対策

個タク法令問題集（2026年版）

発行日　平成29年11月15日 初 版
令和 8年 1月 1日 2026年版◁令和 7年11月試験反映▷
令和 8年11月15日 2026年版◁令和 8年11月試験反映▷
著　者　aimoto
(https://ss1.xrea.com/daiichij.s17.xrea.com/)
発行者　同 上
印　刷　製本直送.com
頒　価　2,530円
（追加情報等は上記サイトに掲載します。）